

環廃対発第 110831001 号
環廃産発第 110831001 号
平成 23 年 8 月 31 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長

8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の
処分方法に関する方針について

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月 23 日付け「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」、同月 28 日付け「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」及び 7 月 5 日付け「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について（要請）」において、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える焼却灰については、処分方法の検討結果がまとめられるまでの間、一時保管をすることとされています。

今般、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超え 100,000 Bq/kg 以下の焼却灰の処分方法について、別添のとおり取りまとめました。

この内容については、埋立処分場の跡地利用の制限による一般公衆の被ばく防止及び作業者の被ばく対策に加え、放射性セシウムによる公共用水域や地下水の汚染防止や長期的な管理を行うものであり、環境省が開催している災害廃棄物安全評価検討会において御検討いただいた結果、この方針により安全に埋立処分することが可能であるとの評価を頂きました。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において、8,000Bq/kg を
超え 100,000Bq/kg 以下の放射性セシウム濃度が検出された焼却灰を埋立
処分する際には、本方針に従い適切に取り扱っていただくようお願いしま
す。なお、焼却灰等以外で国が別途取扱いの考え方等を定めているもの
については、当面の間、当該考え方等に従ってください。

各都道府県及び政令市におかれましては、内容につき御理解の上、管内
市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。